

教職員メンタルヘルスの日を定める要綱

令和7年3月5日

教育長決裁

(趣旨)

第1 教職員が資質能力を十分に発揮するためには、心身の健康の確保が重要である。メンタルヘルス対策の効果的な取組の実施や環境整備に向けて、公立学校教職員が正しい知識と理解に基づいて適切な対処行動がとれるよう、メンタルヘルスに関する理解啓発を図るため、「教職員メンタルヘルスの日」(以下「メンタルヘルスの日」)を定める。

(メンタルヘルスの日)

第2 メンタルヘルスの日は、5月1日及び9月1日とする。

(メンタルヘルスの日の取組期間)

第3 取組期間は、メンタルヘルスの日を含む前後1か月とし、メンタルヘルスの日の趣旨にふさわしい取組を実施する。

(メンタルヘルスの日の取組)

第4 県教育委員会は、公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する情報発信等を行うとともに、広く教職員への普及に努め、個人及び組織によって主体的な取組を推進するものとする。

(その他)

第5 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。